



2019年3月27日

各位

本社所在地 東京都港区赤坂三丁目7番13号
会社名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号: 3758)
問合せ先 管理本部長 上野 哲郎
電話番号 TEL: 0570-000715 Mail: ir@aeria.jp
(URL <http://www.aeria.jp/>)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で公表した「有価証券報告書及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、2017年12月期の有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、2018年12月期の決算短信等につきましても訂正いたしました。

これに伴い、2017年12月期の内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第16期（自2017年1月1日至2017年12月31日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成29年12月31日時点での財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成30年12月期第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税に関し前事業年度における繰延税金資産の計上処理に誤りがあるとの指摘を監査法人から受け、当該指摘を踏まえ、当社にて会計処理を再検討した結果、平成29年12月期の連結財務諸表において計上していた連結納税に係る繰延税金資産の計上を個別財務諸表にも反映させる修正等をする必要があることが判明いたしました。

この事実は、企業会計基準及び法人税法等の精読不足、当該会計処理の精査不足が原因であったことによるもので、当社の繰延税金資産の算出プロセスに関する内部統制が不十分であり、個別財務諸表での連結納税に係る繰延税金資産の計上処理の誤りを発見できなかったと認識しております。

当社は、内部統制を一層充実させるために、経験のない新制度を導入する場合は、以下の点を実行してまいります。

- 1) 十分な理解と手続きの精査をする。
- 2) 必要に応じて経験を有する複数の第三者に意見を求める。
- 3) 法律・法令等の変更による場合は、必要に応じて関係当局への事前相談を実施する。

以上